

東京都青少年の健全な育成に関する条例（審議会関係抜粋）

（審議会への諮問）

- 第18条の2** 知事は、第5条の規定による推奨をし、第8条の規定による指定をし、又は第14条の規定による措置を命じようとするときは、第19条に規定する東京都青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により、東京都青少年健全育成審議会の意見を聴くときは、第7条から第7条の3までに規定する自主規制を行つている団体があるときは、必要に応じ、当該団体の意見を聴かなければならない。

第4章 東京都青少年健全育成審議会

（設置）

- 第19条** 第18条の2第1項の規定に基づく知事の諮問に応じ、調査し、審議するため、東京都青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

- 第20条** 審議会は、次の各号に掲げる者につき、知事が任命または委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- | | |
|--------------|------|
| 一 業界に関係を有する者 | 3人以内 |
| 二 青少年の保護者 | 3人以内 |
| 三 学識経験を有する者 | 8人以内 |
| 四 関係行政機関の職員 | 3人以内 |
| 五 東京都の職員 | 3人以内 |

- 2 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

（委員及び専門委員の任期）

- 第21条** 前条第1項第1号から第3号までの委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

（会長）

- 第22条** 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集）

- 第23条** 審議会は、知事が招集する。

（定足数及び表決数）

- 第24条** 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席した委員（会長である委員（第22条第3項の規定により会長の職務を代理する委員を含む。）を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（小委員会）

- 第24条の2** 会長は、審議会の定めるところにより、第8条の規定による指定に関する事項について必要があると認めるときは、第18条の2第1項の規定に基づく知事の諮問に応じて当該事項を調査し、審議するための小委員会を審議会に置くものとする。
- 2 小委員会は、会長（第22条第3項の規定により会長の職務を代理する委員を含む。以下この条において同じ。）及び会長が審議会の委員のうちから第20条第1項各号に掲げる区分ごとに指名する委員5人をもって組織する。
- 3 小委員会に委員長を置き、会長をもつて充てる。
- 4 小委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、小委員会を代表し、会務を掌理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。
- 7 第24条の規定は、小委員会の定足数及び表決数について準用する。

東京都青少年健全育成審議会運営要領

昭和39年10月 7日第 1回審議会確認
平成18年10月10日第557回審議会確認
平成20年10月14日第581回審議会確認
平成22年10月12日第605回審議会確認
平成24年10月 9日第628回審議会確認
平成26年10月14日第652回審議会確認
平成28年10月11日第676回審議会確認
平成30年10月10日第700回審議会確認
令和 2年 9月 7日第718回審議会確認
令和 2年10月12日第719回審議会確認

1 運営方針

東京都青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）は、知事が東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年東京都条例第181号。以下「条例」という。）第18条の2の規定に基づき、青少年を健全に育成することを目的として、図書類、映画等、がん具類、刃物及び広告物について、推奨、指定又は措置命令をするに当たり、世論の代表として適切な審議を行い、もって公正な意見を述べる。

2 審議会の任務

- (1) 条例第5条の規定に基づき、知事が、図書類、映画等及びがん具類について、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨するに際して、意見を述べる。
- (2) 条例第8条の規定に基づき、知事が、図書類、映画等、がん具類及び刃物について、青少年の健全な育成を阻害するものとして指定するに際して、意見を述べる。
- (3) 条例第14条の規定に基づき、知事が、広告物について、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認め、形態又は内容の変更その他必要な措置を命ずるに際して、意見を述べる。

3 審議の方法

(1) 図書類について

図書類については、委員が審議会において当該図書類を閲覧又は観覧し、審議する。

ただし、審議会において閲覧又は観覧することが困難なものについては、委員が審議会開催日前に当該図書類を閲覧又は観覧し、審議会において審議する。

なお、条例第8条第1項第2号（以下「新基準」という。）該当に関し諮問される図書類について、希望する委員は、上記に加え、審議会当日の午前または審議会開催日前に当該図書類を閲覧又は観覧することができる。

新基準諮問図書類の閲覧又は観覧、審議に当たっては、諮問図書類ごとに新基準に関連する設定や描写のあるページ等について整理した資料を事務局において作成し、配付する。

(2) 映画等について

映画等については、委員が審議会開催日前に当該映画等を観覧し、審議会において審議する。

(3) がん具類について

がん具類については、委員が審議会において当該がん具類を実見し、審議する。

(4) 刃物について

刃物については、委員が審議会において当該刃物を実見し、審議する。

(5) 広告物について

広告物については、委員が審議会において当該広告物の写真を実見し、審議する。

4 専門委員

審議会の委員は、知事が、条例第20条第2項に規定する専門委員を設置すること及び調査事項等を決定することについて、意見を述べることができる。

なお、新基準諮問図書類の審議に当たっては、別紙「審議会に条例第8条第1項第2号に関する専門委員を置くことについて」により、審議会に専門委員が出席し、調査結果を報告するものとする。

5 会議

(1) 審議会は公開で行うものとする。ただし、図書類の指定等、調査及び審議に係る部分については、審議会の決定により非公開とすることができる。

(2) 審議会の会議録等は、公開するものとする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条に規定する非開示情報に該当する箇所を除く。

6 開催

審議会は、原則としておおむね、月一回開催する。

7 小委員会

(1) 設置

ア 条例第24条の2に規定する小委員会は、次のいずれかに該当する場合に設置する。

(ア) 審議会開催直後の時期に相当に販売、頒布、閲覧又は観覧をされている図書類等について、迅速に条例第8条の規定に基づき、指定する必要があると認められる場合

(イ) 定期刊行物等で販売期間が比較的短期であるため、審議会に条例第18条の2の規定に基づく諮問をするいとまがないと認められる図書類が相当に販売又は貸出しに供されている状況にある場合

イ 前項の場合のほか、新型コロナウイルス等重大な感染症拡大防止の必要から審議会を開催することができない場合に限り、条例第24条の2に規定する小委員会を設置することができるものとする。

(2) 委員の指名

小委員会の委員は、審議会の委員のうちから条例第20条第1項各号に掲げる区分ごとに、原則として順番に指名する。

(3) 議決等

ア 条例第24条の2第6項の規定に基づき、小委員会の議決は、審議会の議決とする。

イ 小委員会は、当該審議事項について、審議会で審議すべきである旨の決定を行うことができる。

ウ 前項の決定があったときは、会長は、速やかに知事にその旨を報告する。

(4) 報告

委員長は、小委員会の決議について、直近の時期に開催される審議会に報告し、その確認を受けなければならない。ただし、相当の期間審議会を開催することができない場合は、速やかに書面にて審議会委員に報告し、その後、直近の時期に開催される審議会において、その確認を受けなければならない。

8 事務

審議会の庶務は、生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課において行う。

附則

この要領は、平成4年7月23日から施行する。

附則

この要領は、平成12年1月20日から施行する。

附則

この要領は、平成13年7月16日から施行する。

附則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年9月7日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月12日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

優良図書類等の推奨基準

【条例】

（優良図書類等の推奨）

第5条 知事は、次に掲げるもので、東京都規則で定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨することができる。

- 一 図書類で、その内容が特にすぐれていると認められるもの
- 二 映画、演劇、演芸及び見せもの（以下「映画等」という。）で、その内容が特にすぐれていると認められるもの
- 三 がん具その他これに類するもの（以下「がん具類」という。）で、その構造または機能が特にすぐれていると認められるもの

【施行規則】

（優良図書類等の推奨の基準）

第2条 条例第5条の東京都規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- 一 青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるものであること。
- 二 青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つものであること。
- 三 青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるものであること。
- 四 青少年の美しいものに対する感性を磨き、育てるものであること。
- 五 青少年の思考力、批判力又は観察力を養うものであること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するものであること。

指定図書類・指定映画等の基準

【条例】

（図書類等の販売等及び興行の自主規制）

第7条 図書類の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行場（興行場法（昭3和23年法律第137号）第1条の興行場をいう。以下同じ。）を営業者は、図書類又は映画等の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該図書類又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は観覧させないように努めなければならない。

- 一 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの
- 二 漫画、アニメーションその他の画像（実写を除く。）で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

（不健全な図書類等の指定）

第8条 知事は、次に掲げるものを青少年の健全な育成を阻害するものとして指定することができる。

- 一 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、第7条第2号に該当するもののうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交又は性交類似行為を、著しく不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三・四（省略）

【施行規則】

（指定図書類、指定映画等の基準）

第15条 条例第8条第1項第1号の東京都規則で定める基準は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 著しく性的感情を刺激するもの 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 全裸若しくは半裸又はこれらに近い状態の姿態を描写することにより、卑わいな感じを与え、又は人格を否定する性的行為を容易に連想させるものであること。
 - ロ 性的行為を露骨に描写し、又は表現することにより、卑わいな感じを与え、又は人格を否定する性的行為を容易に連想させるものであること。
 - ハ 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に卑わいな行為を擬似的に体験させるものであること。
- 二 イからハマまでに掲げるもののほか、その描写又は表現がこれらの基準に該当するものと同程度に卑わいな感じを与え、又は人格を否定する性的行為を容易に連想させるものであること。

- 二 甚だしく残虐性を助長するもの 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 暴力を不当に賛美するように表現しているものであること。
 - ロ 残虐な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面又は殺傷による肉体的苦痛若しくは言語等による精神的苦痛を刺激的に描写し、又は表現しているものであること。
 - ハ 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に残虐な行為を擬似的に体験させるものであること。
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、その描写又は表現がこれらの基準に該当するものと同程度に残虐性を助長するものであること。
 - 三 著しく自殺又は犯罪を誘発するもの 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 自殺又は刑罰法規に触れる行為を賛美し、又はこれらの行為の実行を勧め、若しくはそそのかすような表現をしたものであること。
 - ロ 自殺又は刑罰法規に触れる行為の手段を、模倣できるように詳細に、又は具体的に描写し、又は表現したものであること。
 - ハ 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に刑罰法規に触れる行為を擬似的に体験させるものであること。
- 2 条例第8条第1項第2号の東京都規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。
- 一 性交又は性交類似行為（以下「性交等」という。）のうち次に掲げる行為を、当該行為が社会的に是認されているものであるかのように描写し若しくは表現し、又は当該行為の場面を、みだりに、著しく詳細に若しくは過度に反復して描写し若しくは表現することにより、閲覧し、又は観覧する青少年の当該行為に対する抵抗感を著しく減ずるものであること。
 - イ 刑法（明治40年法律第45号）第176条から第179条まで、第181条又は第241条の規定の違反行為
 - ロ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第4条の規定の違反行為
 - ハ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第6号の規定に違反する行為
 - ニ 条例第18条の6の規定に違反する行為
 - 二 近親者間（民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までの規定により、婚姻をすることができない者の間をいう。）における性交等を、当該性交等が社会的に是認されているものであるかのように描写し若しくは表現し、又は当該性交等の場面を、みだりに、著しく詳細に若しくは過度に反復して描写し若しくは表現することにより、閲覧し、又は観覧する青少年の当該性交等に対する抵抗感を著しく減ずるものであること。
 - 三 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に前二号に掲げる性交等に該当する行為を擬似的に体験させるものであること。

指定がん具類・指定刃物の基準

【条例】

(不健全ながん具類・刃物の指定)

第8条 知事は、次に掲げるものを青少年の健全な育成を阻害するものとして指定することができる。

一・二 (省略)

三 販売され、又は頒布されているがん具類で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの

四 販売され、又は頒布されている刃物で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるもの

【施行規則】

(指定がん具類の基準)

第16条 条例第8条第1項第2号の東京都規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一 弾丸、矢その他の物を発射するのに適し、又はその物自体が投げるのに適した構造を有するもので、物を発射し、又はそのものを投げることにより、人を殺傷するおそれが高いものであること。

二 火薬その他の爆発性の物質を内包する構造を有するもので人を殺傷するおそれが高いものであること。

三 特定がん具類のうち、性器を模した物で卑わいな感じを与える構造を有するもの又は性具若しくはこれと同様の機能を有するものであること。

四 第1号及び第2号に掲げるもののほか、構造又は機能がこれらの基準に該当するものと同程度に青少年の心身に危害を及ぼすおそれがあると認められるものであること。

(指定刃物の基準)

第17条 条例第8条第1項第3号の東京都規則で定める基準は、容易に人を殺傷し得る機能を有するもので、かつ、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一 通常刃物のさや以外の用途に使用する物の形状をしたさやに刃体を収納する構造を有するものであること。

二 折りたたみ式ナイフのうち、刃体と柄との結合部の軸を中心として二つの柄が分かれて回転することにより、刃体が現れ、又は収納することができる構造を有するものであること。

三 刃体と柄が固定されたナイフのうち、^{しのぎ}鑄を境にその両側に刃が付いている構造を有するものであること。